

労災診療の適正な発展のためには、労災診療の健保診療に対する特殊性を科学的に明らかにし、その成果に立脚、即応して診療費を決める必要があるが、それまでの暫定措置として左記により労災診療費の改訂を行うこととする。

記

- 一、点数は健保点改に準拠する。
- 一、単価は健保との課税上の差異、労災診療の特殊性を考慮し、十一円五〇銭とする。
- 一、従来診療費が各労働基準局平均において前項による額を上回るものはそのままとする。
ただし、支払総額を要助させない限り、点数を彼我増減させることは差支えない。
- 一、既に要結済のところにおいても、その要結済のものと同方式によるものとが同質であるという認識に立ち、医師側の希望に応じ、平方式に切り替えることを妨げない。
- 一、具体的交渉は労働基準局毎に速かに行わせる。

昭和三十六年十一月十一日

労働省労働基準局
労災補償部長 大 野 雄二郎

日本医師会長 武 見 太 郎